

報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第60回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成31年3月29日（月）10：30～10：47
於．総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、島村 博之、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、野水郵政行政部企画課長、藤田郵便課長
事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）諮問事項

ア 平成31年用寄附金付郵便葉書等及び特殊切手「ラグビーワールドカッ
プ2019™（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可

【諮問第1180号】

開 会

○樋口分科会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問案件1件でございます。

まず、諮問第1180号「平成31年用寄附金付郵便葉書等及び特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤田郵便課長 おはようございます。郵便課長の藤田でございます。

それでは、お手元の資料60-1をご覧ください。

最初のページの諮問書にありますように、3つの寄附金付郵便葉書等、すなわち、平成31年用として発行された寄附金付郵便葉書等、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づき発行された寄附金付郵便葉書、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法に基づき発行された寄附金付郵便切手に付加されたその寄附金に関し、配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額、配分団体における使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、認可の申請がございました。これについてお諮りするものでございます。

それではまず、参考資料をご覧ください。1ページ目ですが、それぞれのデザインを入れております。平成31年の年賀葉書は、このように寄附金付年賀葉書については、干支のイノシシ。それから、年賀の郵便切手も同様でございました。

2ページ目が、東京2020大会の寄附金付年賀葉書でマスコット入りの絵柄でございます。

3ページ目が、ラグビーワールドカップ2019のこちらは切手シートでございます。このようなデザインで発行されたところでございます。

それでは、説明資料に移らせていただきまして、これに基づいて順にご説明さ

せていただきます。

最初に、説明資料の1ページ目の寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分についてでございます。この年賀寄附金は、1949年から始まっておりまして、今年で70年になるようでございます。前年までの寄附金の累計額は、約505億円になっていると聞いております。今年度の事業でございますが、まず、この事業の概要でございますが、1ページ目にあります、①から⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として、寄附金付年賀葉書を発行しているものです。

法律に基づき、配分団体及び配分金を決定し、また、配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を要件としているところでありまして、この認可に当たっては審議会に諮問することとされているものでございます。

2ページに移っていただきまして、配分団体の要件は、第2の1(1)アにありますとおり、社会福祉法人、更正保護法人、公益法人、それからNPO法人となっており、1件当たりの申請金額は(2)にあるとおりでございます。

審査方法でございますが、2ページにありましたような要件を満たしているかといった形式審査を行った上で、配分の審査については、有識者からなる審査委員会により行い、2(2)アの申請事業に期待する項目にございますような先駆性、社会性、実現性、緊急性について評点を設け、さらに、そこにある定量的な条件についても配慮を行っているということでございます。具体的な審査の手順は、ア、イにあるとおりでございます。

こうして審査を行った上で、日本郵便株式会社から申請があったところでございますが、内容は次のページの4ページのとおりでございます。配分額や配分団体についてでございますが、寄附金付年賀葉書、年賀切手の販売実績、寄附金額を表示しております。前年度からの繰越金を加え、配分に要した費用のうち、法律に基づき、寄附金から控除することが可能な額を差し引く等を行いまして、配分する金額は約2億9,800万円となっているところでございます。

審査の結果、参考3にありますように、182の団体に配分しようとするものでございます。具体的な配分予定団体につきましては、参考資料の6ページから11ページにかけて、先ほどの①から⑩の事業に分けて記載しているところでご

ございますが、ここでは全体的な配分状況について、ご説明いたします。

説明資料4ページの参考3にありますように、1号事業、社会福祉増進が最も多く123件で合計約2億円となっております。次に多いのが、2号事業、非常災害救助・予防。これには、東日本大震災、熊本地震、それから平成30年7月の豪雨災害も含まれます。それから、7号事業、青少年健全育成が3番目に多い事業となっております。昨年の実績と比較しましても、総件数は微増しておりますが、おおむね同様な傾向となっております。

次の5ページの参考4の団体からの申請と採択状況でございますが、申請団体は734団体ございまして、配分を受ける団体は182団体でございます。採択率は約25%になってございまして、昨年より申請団体が若干少なかった分、採択率が上昇しているということでございます。

2の配分団体が守らなければならない事項については、日本郵便株式会社が定めておりますが、配分金は、実施計画以外の用途に使用してはならないことなどが定められているところでございます。

また、3の配分金の用途についての監査に関する事項でございますが、配分団体は監査に応じなければならないといった事項が定められ、この2と3はどちらも例年通りの内容となっているところでございます。

これらの申請内容に対する審査結果が6ページ以降になります。最初が寄附金額から控除される費用の額でございますが、これらについては日本郵便株式会社では寄附金に関する周知費用、例えばリーフレットを作成するといった費用、あるいは、寄附金の管理等に要する人件費などを計上してございまして、日本郵便株式会社から申請に対して提出された参考資料にて、費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められるところでございます。

次に2番目の審査基準でございますが、7ページに移っていただきまして、配分団体及び配分団体ごとの配分金額は適正に定められているかどうかということでございます。団体の選定や金額については、先ほどご説明したような手順で適正な審査を行って決定しているということであり、適正と考えております。

次に、配分団体が守らなければならない事項が定められていること、それから配分金の用途についての監査に関する事項が定められていることですが、これらにつきましても例年通りの内容でございまして、必要な事項が定められていると

認められます。したがって、結論としましては、認可することが適当であると考えるところでございます。

次に、2番目の東京オリンピック・パラリンピック関係の寄附金の配分についてでございます。9ページをご覧ください。

こちらは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」が平成27年に定められまして、その大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされております。寄附金の配分の手続などは、先ほどの寄附金付年賀葉書と同様になっております。第2の寄附金配分の審査でございますが、要件については、配分団体は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ということになっております。審査の方法については同様に、形式審査を行った後、配分審査は、有識者からなる審査委員会で行ったということでございます。有識者は申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査することとなっております。

10ページをご覧ください。まず、申請内容でございますが、配分団体については、オリパラ組織委員会でございますが、配分金は約9,871万円となっております。今回は、通常年賀葉書の発売開始よりも一月早く10月1日から販売を始めたこともあり、昨年の配分金額は約3,418万円でしたが、それを大きく上回る寄附金となっております。ちなみに、昨年は12月1日から発売されておりました。

寄附の対象となる事業でございますが、ユニフォームでございますが、競技審判や時刻計測業務に従事する者等のユニフォームのデザインの開発と調達に充てる内容で申請されてございます。ユニフォーム事業の総額は、約1.7億円でございますが、そのうち、この配分金、約9,871万円が充てられると聞いております。

それから、2の配分団体が守らなければならない事項、3の配分金の使途についての監査に関する事項につきましては、前述の年賀寄附金の場合と同じような内容が定められているところでございます。

11ページに、この申請内容に対する審査結果を記載しております。まず、控除される費用の額については、寄附金の取りまとめに要した人件費、それから寄

附金の管理等に要する人件費等を計上しており、適切なものと判断しております。

2番目の審査基準は12ページに行きまして、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受けて、その一部に充てるものとして配分金額を決定しており、それは妥当であると考えております。3番目、4番目の審査基準は配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査に関する事項でございますが、必要な事項が定められており、適当であると考えております。結論としましては、認可することが適当と考えております。

最後に、13ページの3つ目の特殊切手「ラグビーワールドカップ2019TM（寄附金付）」に付加された寄附金の配分についてでございます。これは、先ほどのオリンピック関係の寄附金と同様な仕組みでございまして、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法に基づきまして、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされており、実際は先ほどご覧になったような切手が発行されたところでございます。

ラグビーワールドカップは、今年の9月20日から11月2日にかけて国内12都市で48試合を予定される、アジア初のワールドカップでございます。こちらについては次のページにございますように、約1,282万円の配分が予定されることとなっております。充当したい事業内容につきましては、ラグビーワールドカップ2019大会100日前の記念イベントの開催に要する費用に充てたいということと聞いております。これは、6月12日に東京丸の内ビルにて開催される予定でございまして、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会が主催するものと聞いております。

16ページの審査結果でございますが、控除される費用の額については先ほどと同様に、寄附金の取りまとめに要した人件費、それから、寄附金の管理等に要する人件費等が計上されており、適切なものと判断しております。

2番目の審査基準につきましても、団体の選定については、ラグビー組織委員会で決まっております。また、ラグビー組織委員会から事業費の内訳の提出を受けて、その一部に充てるものとして配分金額が決定されまして、それは妥当であると考えております。

3番目、4番目の審査基準である配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査に関する事項についても前述のものと同様でございます、適切な内容となっております。結論としましては、認可することが適切と考えております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。内容としましては、日本郵便株式会社が発行しますお年玉付年賀葉書等及び特殊切手がそれぞれを申請団体及びオリパラの組織委員会及びラグビーの組織委員会への寄附の内容であります、ただいまの説明につきまして、質問、ご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○樋口分科会長 それではよろしいですか。

ご意見ございませんので、諮問第1180号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ありがとうございます。では、そのように答申することといたします。

以上で、本日用意されました議題は、審議終了しましたが、各委員から、何かご意見とかコメントとかございましたら、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

事務局から何かありますか。

○事務局(佐藤) 事務局でございます。次回の日程につきましては、別途ご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 では、次回、よろしくお願いたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。以上で閉会とします。ありがとうございました。

閉 会